

保護者の「保育を必要とする理由」の証明について

学童保育所を利用する場合には、保護者の「保育を必要とする理由」の証明が必要です。証明に際して、下表のいずれかの書類を提出する必要があります。

町が提出書類をもとに審査を行い、保育の必要性があると認めた場合に、学童保育所を利用することができます。

記

保育を必要とする理由	提出書類
(1) 就労 ※保護者全員が <u>月48時間以上</u> 、日常の家事以外の仕事をしている場合は、それぞれの勤務先の証明書が必要となります。	○勤務雇用期間等証明書 ※勤務雇用期間等証明書は必ず勤務先等に提出し、証明を受けてください。なお、必要に応じて勤務先に就労実態等について確認をさせていただく場合があります。 ※勤務雇用期間等証明書の雇用期間は、 令和7年度の就労に対して証明していただきます 。事前の就労証明が発行不可の場合は、別紙様式の療養等申告書で「5 仕事を探しているまたは探す」として提出してください。
(2) 妊娠・出産 ※認定期日は、出産日を含む月から3か月後の末日まで。	○母子健康手帳の写し（表紙等、保護者氏名の記載があるもの） ○療養等申告書（別紙様式）
(3) 疾病・障がい	○医師の診断書（疾病）、身体障害者手帳の写し（障がい） ※家庭での保育が困難であるという文言が明記されているもの。 ○療養等申告書（別紙様式）
(4) 介護・看護	○医師の診断書（介護・看護の必要がある方のもの） ※家庭での保育が困難であるという文言が明記されているもの。 ○療養等申告書（別紙様式）
(5) 求職活動 ※認定期間は、入所後1か月後の末日まで。	○ハローワークカードの写し ○療養等申告書（別紙様式） ※遅くとも令和7年4月末日までに就労先での勤務雇用期間等証明書を提出してください。 <u>提出がない場合（就労先が決定していない場合）は退所となります。</u>
(6) 就学	○在学証明書 ○時間割等、週または月の就学時間がわかる書類

※入所申込書提出後、勤務先や勤務時間、世帯状況等が変更になった場合は、すみやかに新たな「保育を必要とする理由」の証明書を提出してください。